

習志野市選挙管理委員会議事録

令和3年度第1回臨時選挙管理委員会

○開催日

令和3年10月18日(月)午前9時～午前9時45分

○場所

市役所2階会議室4

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	染 谷 雅 美	出席	
委員長職務代理者	中 野 隆	出席	
委員	上 條 寿 美	出席	議事録署名
委員	樋 上 雅 昭	出席	

○付議事項と審議結果

上程 14件中「承認 14件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第24号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第25号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第26号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第27号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	承認
議案第28号 委員長の執務場所を定めることについて	承認
議案第29号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について	承認
議案第30号 期日前投票所の投票立会人の選任について	承認
議案第31号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について	承認
議案第32号 投票立会人の選任について	承認

議案第33号 開票管理者及びその職務代理者の選任について	承認
議案第34号 投票記載所の氏名等掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について	承認
議案第35号 開票立会人を定めるくじの場所及び日時の決定について(選挙区)	承認
議案第36号 開票立会人を定めるくじの場所及び日時の決定について(比例代表)	承認
議案第37号 選挙人名簿から抹消する日及び抹消すべき者を定めることについて	承認

報告事項
報告第1号 登録の移替えの延期を定めることについて
報告第2号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
報告第3号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて(14日分)
報告第4号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて(15日分)
報告第5号 不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について
報告第6号 国外不在者投票用紙等の交付又は郵送等開始日の決定について
報告第7号 在外選挙人の国内における不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について
報告第8号 ポスター掲示場の設置場所の決定について
報告第9号 期日前投票所の決定について
報告第10号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の決定について

報告第11号 投票所の決定について
報告第12号 開票の場所及び日時の決定について
報告第13号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について
報告第14号 期日前投票所を開く時間を繰り下げる及び閉じる時間を繰り上げることに ついて
報告第15号 在外選挙における期日前投票所の指定について

< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、令和3年度第1回臨時選挙管理委員会を開会いたします。
会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、上條委員を指名します。
本日の議題は、次第のとおり、議題14件、報告15件とその他であります。
議案第24号から第26号までは選挙人名簿の調製に関するものです。
一括して事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案24号から議案26号までを事務局より説明する。
(登録選挙人名簿(年齢到達・転入3カ月経過)、抹消選挙人名簿(死亡・転出4箇月経過)、抹消在外選挙人名簿、を回付して確認する。)

【委員長】

只今の事務局説明について質疑ありませんか。
(「なし」と言う声あり。)
本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。
(「なし」と言う声あり。)
ないようですので原案のとおり決定します。
次に議案第27号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第27号について事務局より説明する。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に議案第28号から議案第37号までは第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第28号から第37号までを事務局より説明する。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に、報告第1号から15号までは、同じく、このたびの選挙に関し、専決処分した事項の報告についてです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告第1号から報告第15号までを事務局より説明する。

【委員】

イトーヨーカドー津田沼店の期日前投票所の開始時間を1時間繰り下げたのはなぜですか。

【事務局】

店舗セキュリティの関係で施設の営業時間に合わせました。

【委員】

最高裁国民審査における、審査の対象となる裁判官の名前は、どのように知ることが出来ますか。

【事務局】

投票所に一番近いポスター掲示場の隣に、裁判官の氏名等の掲示をする掲示板を併設しています。

また、国民審査用の公報も配布予定です。

【委員長】

その他に、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を承認することに異議ありませんか。

ないようですので、原案のとおり承認いたします。

その他として、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

広報習志野臨時号の発行について

選挙啓発(バナー広告、横断幕の掲出等)について
の2件について説明する。

【委員】

バナー広告は習志野市が独自に行う事業ですか。

【事務局】

近隣市で何箇所か行っているところはあるようです。

県から交付される選挙啓発の予算を使用して実施します。

過去の選挙は街頭啓発等を行っていましたが、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、このような啓発方法にしました。

【委員長】

その他、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

以上をもちまして、第1回臨時選挙管理委員会を閉会します。